当財団では、2015年7月に「多様な主体間連携による地域のガバナンス手法研究会(座長:服部敦 中部大学工学部教授、略称:地域ガバナンス研究会)」を立ち上げ、海外の先進的な事例などを踏まえながら、地域課題を地域主導で解決していくためのガバナンス手法について調査研究を進めてきました。

今回は、2016年9月に実施した海外調査のうちイギリスの先進事例について、有田智一委員にご報告いただきました。なお、同時期に実施したドイツの事例調査につきましては、調査季報「中部圏研究」197号(2016年12月)に掲載しております。

独・英における新たな都市・地域マネジメントの試みと課題(4)

ーイギリスの広域マネジメント施策:West of England Local Enterprise Partnershipの事例調査ー

筑波大学システム情報系社会工学域教授 有田 智一 氏

*プロフィール

1965年 東京都生まれ

1990年 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻修了(修士)

1996年 University of Pennsylvania, Regional Science Dept.博士課程修了 (Ph.D.)

1990年より 建設省(住宅局、都市局)(現国土交通省)、

建設省建築研究所 (現国立研究開発法人建築研究所)、国土技術政策総合研究所評価システム研究室長

2011年 London School of Economics and Political Science Senior Visiting Fellow

2012年 筑波大学システム情報系社会工学域教授(現職)



1. 調査の概要

(1)調査の背景・目的

地域ガバナンス研究会では、わが国において都市・地域再生に関連する制度が相次いで整備され、地域主導のガバナンス(政策形成・運営による統治)の可能性が高まっていることを踏まえ、2015年度に続いて2016年度も国内での調査と並行して独・英の先進事例調査を行うこととした。このうち本稿では、イギリスの広域マネジメント施策であるLocal Enterprise Partnership(以下、「LEP」)について、2016年9月に行ったWest of England LEP(以下、「WoE LEP」)の事例調査について、その成果や課題を報告する。

(2)調査の期間・対象

イギリスでの現地調査は2016年9月7日(水) ~9日(金)にかけて実施した。LEPについて は具体事例の調査対象としてWoE LEPを選定し、WoE LEPのボードメンバーおよび事務担当者、WoE LEP地域内の主要都市であるブリストル市役所担当者、中央政府のWoE LEP担当者および学識経験者へのインタビューを実施した。

LEPの制度概要等については、前年度の調査結果報告(『独・英における新たな都市・地域マネジメントの試みと課題(2)』中部圏研究Vol. 195, pp117-127)の内容を参照されたい。以下本稿ではWoE LEPについての調査結果を報告する。

2. 調査内容

(1)WoE LEPの概要

WoE LEPは、ロンドンの西方の4つの自治体の連合組織であり、ロンドンまで列車で1時間20分の距離圏に立地する(図1)。4つの自治体は、中心都市であるブリストル(人口44.9万人)、世

表 1	インタビュー調査の概要

日時	ヒアリング対象者(所属)
9月7日 (水): 9:45~10:15	Murryam Anwar氏 (Department for Communities and Local Government)
9月7日 (水):15:00~17:30	West of England Local Enterprise Partnership 関係者インタビュー James Durie氏 (Board Member) Antony Corfield氏 (Programme Manager) Andrew Youl氏 (Project Manager) Chris Hackett氏 (Economic Strategy Manager, Bristol City Council)
9月8日(木):9:30~11:00	University of the West of England Martin Boddy教授
9月8日(木):14:00~16:00	West of England Local Enterprise Partnership 関係者インタビュー Jack Owen氏(Economic Development Manager)
9月9日(金):10:00~11:30	自治体国際化協会クレア・ロンドン事務所 Andrew Stevens主任調査員
9月9日(金):15:00~17:00	中央政府(Cities & Local Growth Unit)のWest of England Local Enterprise Partnership担当リレーションシップ・マネージャー(Paul Shand氏)

界遺産に指定されているバースの市街地を含むBath & North East Somerset (人口18.5万人)、North Somerset (21.0万人)、およびSouth Gloucestershire (27.5万人)から構成されている。人口規模は全体で112万人程度である。域内のGross Value Added は308億ポンドに達する。失業率は4.1%であり、イングランド全体の平均5.2%よりも下回っており、主要な都市地域の中では経済状況は良い部類である。LEPとして重視している主要産業は、航空宇宙・防衛産業、IT、Creative産業、金融などの分野である。主要な雇用先はエアバス、ロールスロイス、GKN航空宇宙などの企業が知られている。

ア. WoE LEPの投資実績

これまでのLEPを通じて実現した投資の実績 は以下の通りである。

○Growth Deal (第一ラウンドおよび第二ラウンド合計) : 230.7百万ポンド

●主な成果

- ・6,000人新規雇用、11,500戸の住宅建設ほか、 2億ポンドの公民投資の誘発の効果を見込む
- ・ブリストルロボット技術研究所の設立(産学連 携組織)

The West of England



図1 WoE LEPの対象自治体

- ブリストル航空宇宙センターの整備
- ブリストル・バースサイエンスパークの整備
- ・各種の交通インフラ投資
- ブロードバンド整備
- 新規インキュベーション施設(Engine Shed 2)の設置
- ○Regional Growth Fund:69.1百万ポンド
- ○Growing Places ファンド:17.1百万ポンド
- ○Enterprise Zone: 6 百万ポンド

^(※1)以下を参照(最終アクセス:2017年3月27日) http://www.westofenglandlep.co.uk/about-us/the-west-of-england/

- ○City Deal: 2.25百万ポンド
- ○EUから獲得したファンド:68.3百万ユーロ
- ○Growth Deal 第三ラウンド:81百万ポンドを 申請中

予算の3分の2は、競争力の高い分野への投資、研究開発分野、産学連携、ベンチャー起業支援に活用される予定、残りの3分の1は経済成長阻害要因となっている交通混雑問題、住宅のアフォーダビリティ、人的スキルギャップの解消などに利用される予定である。

イ. WoE LEPの当面の優先事項

- Devolution DealとCombined Authorityの体 制確立(後に詳述)
- Enterprise ZoneにあるBristol Temple Meads 駅の再開発計画の推進とファンドの確保(駅周 辺の70haの区域の開発については、250の企業 誘致および17,000人の新規雇用を今後25年間で 目標とし、クリエイティヴ・ハイテク産業をター ゲットとしている)
- 広域交通計画の改善(London PaddingtonからBristol-Cardiffまでの路線の電気化に伴う整備効果)
- ・ブリストル空港の拡張計画およびブリストル港の開発
- Enterprise Zoneの 2 つめの設置と整備、Bristol and Bath Science Parkの整備

(2) WoE LEP のガバナンス構造

ア. WoE LEPの執行機関(ボード)およびLEP ボードメンバー選定経緯

WoE LEPのボードメンバーは14名であり、以 下のメンバーから構成されている。

- 4 自治体の長(4名)
- 議長:広域の商工関連NPO組織の元リーダー
- ブリストル空港CEO
- ・ 個人経営のメディア運営者
- ブリストル市商工会リーダー
- ・地元の法律事務所
- ・地元企業4社の代表(4名)

• 地元大学関係者1名

WoE LEP は2010年に設立されており、これ はイギリスのLEPの中でもかなり早い時期に設 立されている。法律に基づいた法人ではなく、あ くまでパートナーシップという構造としている。 インタビューを実施したLEPボードメンバーの 1人であるJames Durie氏はブリストル市商工 会リーダーであり、かつ会員数18,000人以上を有 する地元のビジネス支援組織ビジネス・ウエスト のリーダーでもある。LEPの設立当時は、ボー ドメンバーの要件についての中央政府からの詳細 な規定はあまりなく、ボードのトップはビジネス 界から選ばれる必要があるという条件のほかは自 由であった。James Durie氏の組織のビジネス・ ウエストがほかの3つの主な経済界を代表する組 織である中小企業連盟やイギリスの経団連である 産業連盟などと一緒に、ボードメンバーの構成と ボードメンバーとなるべき人の条件について相談 して決定した。地域について詳細な知識を持って いること、特定の産業分野に詳しいことに加え、 更に経済界で重要な企業を代表できること、ある いは役職を有している人を選定している。これに よりバランスのとれたボードメンバーが構成され た。WoE LEPがカバーする地域では約4万4千 の中小企業が存在する中で、地元企業からの代表 者は4名となった。4名でビジネス界全体を代表 している者の選定は容易ではなかったとされるが、 ビジネス界が地域へ関与することはよい結果につ ながると考えられている。LEPが立ち上がった 最初の2年間は、James Durie氏はLEPのボー ドがきちんと機能するようかなりの時間を費やし ていた。特に、いくつかのセクターの代表者が参 加できるように、それぞれの分野別のグループに 代表者を出すよう依頼してきた。

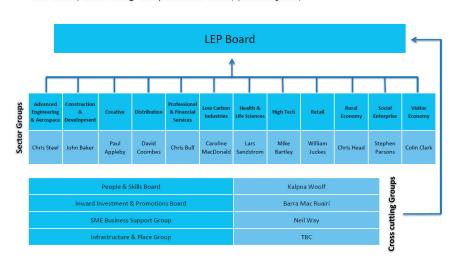
イ、ガバナンス構造の特徴

組織には、横断的な4つのCross Cutting Groupsが設置されている(図2)。1つは人々にどのようにスキルをつけさせるか(People & Skills Board)、2つめは、交通計画と企業立地

の観点(Infrastructure & Place Group)、中小企業支援分野(イギリスでは中小企業の数が90%を占めているので重要な分野である)(SME Business Support Group)、そして投資誘発のための広報活動分野(Inward Investment & Promotions Board)である。セクター別のグループは12分野が設置されている(図2)。近年の背景として、大学等の高等教育機関と産業の関係が密接になり、それによって新しい起業が促進され、中小企業分野の成長につながっている。また、セクター別の議論だけに止まらず、環境問題や民族多様性等の課題など社会全体の価値につながるよ

うなテーマも意識して議論が行われている。この12のセクターグループの会合は、企業人たちや大学関係者が参加して自発的に構成されている。これは基本的にビジネス界の意見を公共セクターサイドにアドバイスする趣旨である。それぞれの会合にLEPメンバーが1名ずつ派遣されている。自治体に特定の関係がある内容の場合は自治体関係者も出席するが、LEP関係者が増えると会合の性格が公共セクターよりになる。LEPの事務局の4つのグループは12分野全てをカバーしており、どのグループにも出席可能である。

WoE LEPのガバナンス構造は図3に示されて



LEP Sector/Cross cutting Group Structure Chart (updated Aug 2015)

図 2 WoE LEP ガバナンス構造 その 1

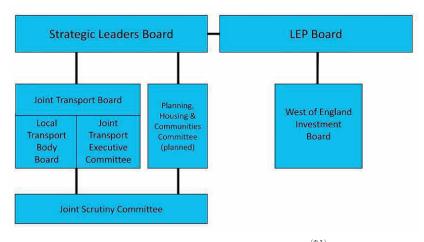


図3 WoE LEP ガバナンス構造 その22

いる。ここでは、LEPボードとStrategic Leaders ボードが分離されている。右側のLEPボードの 議論の記録は全て残されてはいない。ビジネス界 出身者がフランクかつ活発に議論できる場として いる。LEPボードで決定された案件は全てStrategic Leadersボードに流れる。Strategic Leadersボー ドは4自治体のトップから成る。Strategic Leaders ボードでの議論およびその下に設置されている Joint Transport Board, Planning, Housing & Communities Committee, Joint Scrutiny Committeeの議論については、全て議事録が公 開されている。LEPが投資を決定する資金は公 共財源であり、その執行に際しては最終的には民 主主義的なアカウンタビリティと法律上の執行権 限が伴う必要があるためである。連立政権が当初 LEPの仕組みを設立した際にはLEPの組織に法 律上の計画業務を科すことも想定されていたが、 ビジネス界に透明性・説明責任を課すことは難し いと判断され、現状の組織構成となった。おおむ ねLEPボードの決定とStrategic Leadersボード の決定は同一となっている。 4つの自治体の長は LEPボードとStrategic Leadersボードの両方に 参加している。

かつてのRegional Development Agency (以下、「RDA」)のボードには中央政府から任命されたメンバーが含まれていたため、説明責任は明らかに中央政府とも直接つながっていた。LEPについては一切中央政府との直接的つながりはない。一方で、RDAの欠点として、中央政府に対する説明責任が果たされていたものの、地域すなわち地方自治体とのつながりは非常に弱かったとみなされている。

ウ. WoE LEPスタッフの組織構成等

WoE LEP は基本的には法人格を有する組織ではなく、インフォーマルなパートナーシップであるため、LEPは直接の雇用関係は一切ない。LEPの業務の担当者は全て地方自治体の出向者

となっている。会計責任の組織(Lead Authority)はBath and North Somerset Councilが指名されている。LEP事務所の人数は25~30人程度である。地方自治体の中にも事実上LEPの業務を行っている職員は非常に多い。地方自治体もLEPは自らの仕事だと認識している。

一方で、ビジネス界の代表にとっては、LEPに参加することはボランティア活動の感覚である。ボードの会長も給与は受け取っておらず、自発的に参加している。過去数年で600人くらいのメンバーが自発的にビジネス界から参加しており、自発的に参加することの効果があるとみなされている。これは、かつてのRDAと大きく異なる点である。RDAは相当数のスタッフを有するしっかりした組織であった。

LEP事務局の中に、民間からの専門家が参加しているケースはない。都市計画関連の内容については、自治体の計画部局のインハウスのスタッフが実施している。具体の事業計画案のビジネス面での評価や住宅市場のアセスメント等については外部専門家へ委託をしている。

(3) LEPの役割とマネジメント: WoE LEPの ケース

ア. LEPの役割の変遷

LEPの当初の役割はまずStrategic Economic Plan(戦略的経済計画。以下、「SEP」)を策定すること、つまり地域の経済発展計画とその中で戦略的な投資の優先順位の計画をつくることであった。現在は実際のプロジェクトの遂行段階に入っており、事業を実現するために内容の審査とファンドのマッチング等をサポートすることが主な役割である。またそれに加えて、中央政府との交渉に基づく広域自治体連携組織の強化と中央政府からの権限委譲の仕組みの構築等の議論(Devolution Deal およびCombined Authorityの構成)が中心となり、LEPの役割や中央政府との関係性も変化してきた。

^(※4) 昨年度の「中部圏研究Vol.195」では、ヒアリングに基づきWoE LEP の組織をCompany Limited by Guaranteeと記載したがそれは誤りで、今回のヒアリングによりインフォーマルなパートナーシップであると判明した。

イ. LEPでの個別プロジェクトへの対応 (ONE FRONT DOOR)

WoE LEPではOne Front Door processを設 定している。個別の事業の実施責任をもつプロモー ターが事業計画提案をまず策定する。LEPでは、 全ての提案内容について同じ手続きで同じ人が事 業案の審査を担当する仕組みとしている。LEP に入ってくる財源は中央政府のさまざまな財源元 に基づいており、財源元によってさまざまにルー ルが異なる。事業のプロモーターが事業内容だけ に集中・専念できるように、資金の申請窓口を LEPのProposal Entry Pointで一本化し、事業 内容に応じてどの財源をマッチングさせると良い かについてはLEPが判断しマネジメントを行う 仕組みである(図4)。申請者の立場からは、申 請手続きが大幅に簡素化され、ファンドリソース についてさまざまな可能性を発見し、あるいは重 複を回避することもできるようになった。またプ ロモーターが直接LEPボードメンバーにアプロー チを試みたとしても、結局このOne Front Door processに基づいて審査をうけるため、公平な手 続きとなっている。

事業の予算規模は、10万ポンドのものから何百万ポンドのものまでさまざまであり、長いもので50ページ程度に及ぶ概略的事業案がまずプロモーターからLEPの窓口に提出される。この概略事業案をLEP内で最初に審査し、外部審査にも出され、法律上の手続きや必要な許可が申請済かなどがチェックされる。事業発案者はLEPからのチェック結果とコメントを踏まえて全体事業計画案を提出する。LEPではもう一度LEP内部と外部の審査手続きを実施し、審査終了後にWest of England Investment Board に提出され、その審査を経てLEP Board に審議対象として提出されることになる。最終段階でStrategic Leaders Boardに審査が移る仕組みである(図4の矢印の順序)。

例えばSEPの計画の一番最初に提示されている

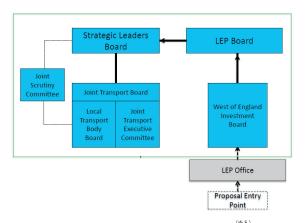


図4 WoE LEPにおける申請手続き

ロボティクス研究所の設置のプロジェクトについては、最初のアイデア提出から最終的な審査プロセス終了までおよそ18ヶ月を要している。通常は申請前に事業計画内容について長年大学や企業で事業計画が練られていることが多く、事業案が正式に提出される段階ではあまり大変な作業は残っていない。

LEPでは内容が多岐にわたる個々のプロジェクトを評価して優先順位を決める必要がある。評価基準はまずSEPの内容に従っていることが不可欠であり、そのほかに費用対効果、雇用創出の効果、実施可能性の高さ、法律上の条件をクリアする見込みなどが評価内容となる。

ウ. Enterprise Zone(以下、「EZ」)などの状況

WoE LEPではEZ設置に関して特例が中央政府から認められている。通常は、EZは1つのLEP内に1つ設定されるケースが多い。WoE LEPの場合には、EZの候補地が6か所提示されたため、以下のように調整された。EZ設定は中心的都市であるブリストル市の駅周辺にEZを設定しているが、残りの5か所の候補地についてもEnterprise Areaとしての指定を行うことを中央政府からCity Dealに基づき了解を得た。これによって、Enterprise AreaについてもEZと同様に、指定区域内で徴収される法人税収増加分を全額地方自治体が保有できることで政府と合意した。ただし、

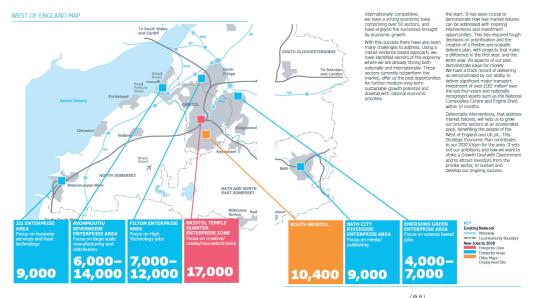


図5 WoE LEP: Enterprise Zone and Enterprise Areas

企業向けの税制優遇措置についてはブリストル内のEZのみ適用されることになっている。EZはマーケティング手法やブランド化のための特別な財源を獲得可能で、国内外からの投資誘致の活動がしやすい状況となっている。指定区域内で徴収される法人税収増加分はプールされて、WoE LEP内でその執行方法を決めることができる。WoE LEPには更に2つ目のEZが設置される(Bath and Somer Valley EZ)。

SEPには、EZなどの位置とそれらに対応した 主要産業分野や新規雇用創出目標数が設定されて おり、例えばBristol Temple Quarter Enterprise Zoneでは17,000人の雇用創出目標値が設定され ている(図5)。

Bristol Temple Quarter(West of England's Enterprise Zone)は、Bristol Temple Meads 駅周辺に指定されたEZで70haの面積を持つ。新たに総計で24万㎡の規模のオフィス、研究開発、商業等の複合開発が予定され、17,000人の新規雇用創出を見込んでいる。特にデジタル分野を中心とするクリエイティヴ産業の集積を目標とする。また、駅周辺に大きなアリーナやホテルの建設予定がある。

Engine ShedはこのEZを象徴するプロジェク



図 6 Engine Shed内部 (筆者撮影)

トの1つであり、かつての鉄道駅舎の建物を改修 したオフィス施設である。Bristol City Council, the University of Bristol とWoE LEPの共同 により設置されたハイテクビジネスのインキュベー ション機能(ベンチャー企業向けの貸しオフィス スペース、産学官連携促進の施設)に加えてWoE LEPの施設も入居している(図 6)。

エ. 自治体広域合併に向けた活動 (Devolution Deal & Combined Authority)

このLEPの地域では、2015年に成立したCities and Local Government Devolution Actに基づき、LEPの地域としてCombined Authority(合

^(※6)以下を参照(最終アクセス:2017年3月27日)

同行政機構)への発展を目指して協議を行ってき た。その結果として、国の大臣(財務省、DCLG)、 4 自治体の長とLEPの長が合意・署名した Devolution Dealが締結され、2016年3月16日に 周知された。この提案内容には、WoE全体で合 同行政機構となり直接公選市長を設置すること、 30年にわたり利用可能になる3千万ポンドのファ ンド、19歳以上の成人教育目的のファンド、ブリ ストルとバースのサイエンスパークの設置、Food Enterprise Zoneの新たな設置等が規定された。 しかし、2016年6月7日にNorth Somersetは直 接公選市長の内容の箇所のみにつき拒否する旨、 議会で議決した。その他の3自治体はDevolution Dealを議会で批准した。中央政府は直接公選市 長の規定を外すことを許容せず、結果として3自 治体のみでDevolution Dealに基づきWest of England Combined Authority (WECA) が形 成されることとなり、新しい直接公選市長が2017 年5月4日の選挙で選ばれる予定となった。一方 で、WoE LEPについてはこれまで通り4自治体 の連携組織として活動を継続している。

オ. JOINT SPATIAL PLAN

SEPは事業をベースとした経済計画であるが、それに空間計画をどのように適合させるかが大きな課題となっている。そもそも法律の規定に基づく法定計画については個々の自治体ごとに策定されるものしか存在していない。中央政府によるRDA廃止等により、広域的戦略計画を行う機関がなくなり、4つの基礎自治体の計画の間の調整が一般には困難になっている。実際の経済の区域であるシティリージョンにおいて、どのように広域の交通戦略や住宅開発などを決めるかが大きな課題となっている。

WoE LEPでは、早い時期から独自の取り組みとしてJoint Spatial Planの策定体制を設置し活動している。Joint Spatial Planは未だ法令に明確な位置づけがなく前例がない仕組みである。 Joint Spatial Planを意識しているところは、マンチェスター、ケンブリッジなどでの限られた事 例もみられるものの、WoE LEPの事例は先進的といえる。Joint Spatial Planを策定しようとなった背景にはかつてのRDAが行った広域空間計画が中止となった段階で、既にここの4つの地方自治体は協力する意向があった。特に交通計画については、すぐに協力体制ができた。しかし、各自治体は地元の意向に大きく左右されている。

ブリストル市にとっては、住宅をどう確保するかは大きな課題であり、企業と雇用先があっても住宅不足であった。ブリストル市は成長中であり、新規の雇用創出数(95,000人)に見合うだけの十分な住宅開発の余地が市内になく、このため特に住宅開発予定地確保と通勤などの交通手段の確保についてほかの自治体との協力が不可欠であった。しかし、周辺の自治体は農村部が多くて緑豊かな地域であり、住宅開発への反対派が多い。

Joint Spatial Planの中の個別の課題として、 グリーンベルトの維持に関する課題も指摘されて いる。グリーンベルトは都市の外部にあり、住宅 開発の企業はグリーンベルトは開発を過剰に制限 していると主張する。しかし、農村部の人たちは、 グリーンベルトを非常に重視している。

現状のJoint Spatial Planの内容では、予定住宅開発数が8万5千戸という計画となっているが、学識専門家(Prof. Martin Boddy)は、住宅数は本来13万戸程度必要にも関わらず計画数が少なすぎるため、Joint Spatial Planが経済成長を抑制してしまう懸念を表している。また住宅開発予定数を増やすのであればグリーンベルト政策の見直しも必要となる可能性があるが、政治的に難しいテーマであり、意見表明等も慎重になされている現状にある。また、SEPの計画期間とJoint Spatial Planの期間は完全には一致していない。

鉄道とインフラ整備についてはある程度合意があり、既に事業が実施されているものの、どちらかというと既に存在していた以前のRDA時代の計画内容のレガシーを現在実施しているに過ぎないという側面がある。

前述したようにNorth SomersetはCombined Authorityに不参加となり、North Somersetの 意向が今後の空間計画の面で大きな課題を残した。 LEPボードメンバーにはブリストル空港CEOが 参画しており、North Somersetに対して説得を 試みたが失敗に終わっている。住宅開発について 反対派が多いことが予測されるだけでなく、枢要 な空港と港の交通施設がNorth Somersetの域内 に立地している問題がある。ブリストル空港は North Somersetのグリーンベルト内部に立地し ているため、通常期待されるような空港の周辺開 発が全く行われておらず、空港へのアクセス改善 も進んでいない。ブリストル港も半分がNorth Somerset域内に存在しており、この施設改善も 課題となっている。

カ、その他のLEPの役割と意義について

自治体、公共セクターが経済成長を直接促すことは得意ではないとみなされており、このため LEPを通じて産官学連携が促進されることには 意義があると認識されている。また、広域経済圏の実態に合わせた公共サイドの政策展開が必要であり、企業が活動しやすい環境整備のために、広域交通計画、就職支援のためのスキルの教育、起業家支援を行うことへの必要性が強く意識されている。一方で、自治体でないとできない役割として、法令上の権限を有する都市計画・交通計画等の実施、地元住民ニーズとの調整チャンネルを有していること、公的財源を執行するに際しての民主主義的な説明責任を果たすこと、などが意識されている。

LEPの他の役割としては、公的財源の使途の 状況を市民に説明することや、LEPの成果につ いてLEP活動のブランド化を通じた広報活動な ども実施している。

(4) WoE LEPへの中央政府からのサポート体制

中央政府の立場を代表して各LEPの活動をサポートするリレーションシップ・マネージャーが、基本的には1つのLEPに対して1名確保されている。各リレーションシップ・マネージャーは基本的に1名が1つのLEPのみを担当す

る。WoE LEPの担当者(Paul Shand氏)は例外的に2つのLEPの担当となっている。2つの省庁(Department of Communities and Local Government (DCLG)と Department for Business, Energy & Industrial Strategy (BEIS))の横断的なチームとしてCities & Local Growth Unitが構成されている。全員で150名程度の担当者がおり、半数はロンドンで政策策定を担当し、残りは地方の現場(イングランドの6か所の地元事務所)でリレーションシップ・マネージャーとして地域連携の役割を果たしている。EZ等を通じた地域ごとの経済成長戦略や地方分権政策のフォローも担当する。

リレーションシップ・マネージャーの基本的な役割は、自治体、LEP、地元企業家と中央政府とをつなげることにあり、ネットワーキングに励んでいる。中央政府の政策意図を地元に伝える側面、実際地元で政策を実現する方法や地元との相談相手となり中央政府に申請する際にサポートする役割、更に地元の事業をモニタリングして中央政府の立場から評価し問題がある場合には適切に介入するなどの側面もあり、中央政府と地元の双方の立場を行き来するポジションといえる。

当初はSEPなどの戦略策定の段階にあり、6週間おきに地元リーダーやLEPのトップと会合をもち、地域の将来ビジョンについて議論を実施し、中央政府のSEPに対する一般的評価基準に照らしてアドバイスをしてきた。現在は個別事業の実施段階にあり、個別の事業が公的資金を適切に執行しているかどうかのモニタリングの役割が強くなっている。監視、評価の方法は、ライトタッチであり、キーとなる指標を3ヶ月ごとに提出することを求めている。個別の事業内容に照らしてどのような財源を組み合わせて申請するかなどについてはLEPが直接担当し、リレーションシップ・マネージャーは監視の立場にある。最近はDevolution Dealの進捗をフォローする立場でもあった。

(5) LEP政策全般への評価と課題、日本への示唆など

現状でのLEP政策に対する全般的な評価については、2016年3月に発行されたNational Audit Officeに評価レポートがある。それによれば、全部で39のLEPが設置されている中で、17のLEPについては経済圏域の実態に伴う活動があると認められ、16のLEPは中庸と評価され、その他の6か所については極めて弱いか情報不足と判断されている。また、特に下記の課題が指摘され、それに対する改善が促されている。

- ・DCLGはいかなる経済成長上の目標をGrowth Dealを通じて達成するのかについての定量化可能な目標を設定できておらず、Growth Deal が経済成長にどの程度貢献したのかの評価が困難な状況になっている。
- ・LEPに対してLocal Growth Fundの執行を配分された年度で執行するようにプレッシャーをかけたために、Value for Moneyの最適化の観点から、長期的なLEPの成長にとって最もふさわしいプロジェクトに予算が使われていない懸念がある。
- ・LEPそのものがGrowth Dealの適用事業を実施できるだけの十分な体制、リソースを有していない懸念がある。

このように、LEP政策の運用実態は評価の高いケースと課題を抱えているケースで差異が大きいものと推察されるが、基本的には地方分権関連政策については、最も遅い地域のスピードに合わせるのではなく、権限を多く委譲できる体制の地域から先行的に権限委譲を進めるという方針があるとされる。実際に優等生であるマンチェスター地域は、さまざまな面で権限委譲が進展しているという評価がある。WoE LEPについては、従来まで水平面での協力体制が比較的弱かった地域であることを勘案すると、比較的LEPの活動が成功しているとの評価を受けている。

LEPは一部の識者からは、Combined Authority に発展させるための卵のようなものとして機能するという見解があり、そのように機能しているケースもみられるが、実際にはさまざまなケースがみられる。LEPの設置数は極めて多く、一方で中

央政府から大幅な権限委譲を受けることが可能な Combined Authorityとなりうる地域の数は限られている。またWoE LEPのケースのように、 Devolution Dealを大臣と自治体の長などが締結した後に、地元自治体の議会で批准されない自治体が生じているケースがほかに3か所ある。LEPはCombined Authorityと直接比較しがたい制度上の側面があり、Combined Authorityの仕組みと当面並存するものと推察される。また、Combined AuthorityがLEPに参加するケースがある。

LEPのガバナンスについては、資金使途の優 **先順位の考え方等についてビジネス界からの意見・** 視点を取り入れることや意思決定スピードの迅速 化という趣旨があった。この点に関しては、ビジ ネス界の代表者は民主主義的な手続きの遅さや公 的資金にいろいろな紐付けがあることに不満をも つケースもあることが指摘される一方で、公的資 金の執行に係る説明責任確保の観点からは民主主 義的プロセスが不可欠であるともみなされている。 LEPがビジネス界と公共セクターの協議のプラッ トフォームを提供している点についてはおおむね 評価されている。また個別の事業のための資金申 請手続きについてのOne Front Doorプロセスは、 民間サイドにとって行政の窓口一本化と資金申請 への手厚いサポート体制が整ったという点で大き な意義があると思われる。また個別のLEPのガ バナンスと中央政府との関係性についても、全て の情報伝達窓口としての調整の役割を果たしてく れる 1 名の特定のリレーションシップ・マネージャー の設置により、LEPの立場からは複数の中央省 庁の関連部門との調整が容易となっている点も特 筆すべき点と思われる。

昨年度の報告でも触れたように、SEPと法定空間計画との調整の課題、特に広域レベルでの住宅開発地と交通手段の確保については、自治体間の調整はやはり困難な課題として認識された。その中で、WoE LEPにおいてJoint Spatial Planを通じた調整活動が自発的に立ち上げられてきたことは注目に値する。

また、中央政府による一連の地方分権改革にお

いては、広域合併と直接公選市長のシステム導入 によるリーダーシップのもとでの中央政府からの 権限委譲と経済成長戦略の促進を目指している一 方で、地方自治体の現場では中央政府の意向に必 ずしも従わない傾向が見られることが確認された。 特に都市中心部と郊外の自治体でははっきり開発 志向か保全志向かが分かれており、都市中心部主 導の政策や直接公選制市長への警戒感が強いこと がうかがわれた。また、郊外部の自治体ほど保守 系の政党が強い一方で大都市部は労働党政権が力 を発揮しており、直接選挙に対する投票率確保の 面でも懸念が示されている。今回のWoE LEPの ケースでは、EU残留を問う国民投票において、 Bath & North Somerset と Bristolでは残留 支持が過半数を大きく上回った一方で、North SomersetとSouth Gloucestershireでは離脱支持 派が多数となった。このように政治的背景・志向 が大きく異なる自治体間での合併や連携ではさま ざまな困難を抱えているものと思われる。

今回の調査では、基本的に直接公選制が普及している日本とイギリスとの地方自治システムの根幹的な相違があるものの、地方分権改革の推進と経済成長戦略を促すという中央政府の主な方針には日英双方に共通する社会的背景もある中で、LEPのような柔軟な産官学と中央政府との連携プラットフォームの可能性について、日本にもさまざまな面で示唆を与えるものと思われる。

参考文献

- 1) 一般財団法人自治体国際化協会「英国の地方 自治(概要版)2016年改訂版」 (http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/upl oads/2015/12/2016_LON.pdf)
- 2) "Local growth: realising every place's potential: Presented to Parliament by the Secretary of State for Business, Innovation & Skills by Command of Her Majesty 28 October 2010" HM Government, CM7961, ISBN 9780101796125
 - (https://www.gov.uk/government/uploads

- /system/uploads/attachment_data/file/320 76/cm7961-local-growth-white-paper.pdf)
- 3) "Local Enterprise Partnership (LEP) Assurance Framework," December 2014, HM Government
- (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/386 642/bis-14-1241-local-enterprise-partnership-LEP-national-assurance-framework.pdf)
- 4) Enterprise Zone Website (http://enterprisezones.communities.gov.uk/)
- 5) West of England Local Enterprise Partn ership Website
 - (http://www.westofenglandlep.co.uk/)
- 6) Bristol City Region Growth Deal (http://www.westofenglandlep.co.uk/assets /files/Funding/City%20Deal%20and%20Im plementation%20Action%20Plan.pdf)
- 7) West of England Local Enterprise Partn ership Growth Deal Assurance Framework (http://www.westofenglandlep.co.uk/assets/files/Funding/3.%20WoE%20LGF%20Accountability%20and%20Assurance%20Framework%20Final%2016Mar15%20WEB%2023Mar16.pdf)
- 8) "West of England Local Enterprise Part nership Guidance for funding applicants August 2015" http://www.westofenglandlep.co.uk/assets/ files/Funding/Guidance % 20for % 20funding %20applicants.pdf
- 9) West of England Devolution Agreement https://www.gov.uk/government/uploads/s ystem/uploads/attachment_data/file/50811 2/160315_West_of_England_Devolution_Agr eement_Draft_-_FINAL.pdf
- 10) House of Commons Library Briefing Paper Number 5651, 23 November 2016 "Local Enterprise Partnership" http://researchbriefings.parliament.uk/Rese

archBriefing/Summary/SN05651#fullreport

- 11) National Audit Office Report "Department for Local Communities and Local Government, Local Enterprise Partnership, 23 March 2016"
 - https://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2016/03/Local-Enterprise-Partnerships.pdf
- 12) House of Commons Library Briefing Paper Number 07029, 23 November 2016"Devolution to local government in England" http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN07029